

ベンチャー企業創出事業実施要領

(目的)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）の理事長（以下「理事長」という。）は、新潟県内（以下「県内」という。）における新産業の創出を図るため、自らの独創的な技術やアイデアをもとに創業する者および創業間もない中小企業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。その交付に関しては、公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱（平成15年4月1日）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「独創的な技術やアイデア」とは、著しい新規性を有する生産技術、販売方法若しくは役務の提供の方法、またはその利用のために必要となる知識、技能のことをいう。

- 2 この要領において「創業事業計画」とは、自らの独創的な技術やアイデアをもとにした別記第1号様式で定める事業計画をいう。
- 3 この要領において「創業」とは、会社を設立し、創業事業計画に基づき事業を開始することをいう。
- 4 この要領において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業をいう。
また、「会社」とは会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社をいう。

(助成対象者)

第3条 この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 創業事業計画に基づき県内で創業する者。
- (2) 県内に本社があり、創業事業計画に基づく事業を営み、決算を5期終えていない中小企業者。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

(助成対象事業)

第4条 この事業の対象事業は、独創的な技術やアイデアによる事業計画で、次に掲げる事項に該当する成果が期待される創業とする。

- (1) 県内企業の活性化につながるもの
- (2) 県内において新たな雇用を創出するもの
- (3) 県内経済の向上に対し著しい効果が見込まれるもの

(助成金の交付基準)

第5条 この助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費のうち、理事長が必要と認めるものとする。

- 2 この助成金の交付額は、助成対象経費に別表2に掲げる助成率を乗じて得た額又は助成限度額のいずれか低い額とする。
- 3 助成事業の実施期間は、別表2のとおりとする。

(助成金の交付条件)

第6条 この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 申請時において、創業事業計画に基づく事業を営む会社を設立していない者にあっては、交付決定日から当該助成対象期間内に県内において会社を設立すること。
- (2) 交付決定日から最低5年間は県内に本社を置いて活動すること。
- (3) 助成事業の内容を変更、若しくは経費の配分を変更する場合（第10条に定める軽微な変更を除く。）には、事前に理事長の承認を受けること。
- (4) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に理事長の承認を受けること。
- (5) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (6) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けて処分した場合において相当な収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付せることがあること。
- (7) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産は、助成事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (9) 助成事業の成果の事業化、助成事業により取得した工業所有権の譲渡若しくは実施権の設定又は助成事業の成果の他への供与により収益が生じたときは、交付した助成金の全部又は一部を機構に納付せることがあること。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付申請は、別記第1号様式のとおりとし、別に定める期日までに理事長に申請するものとする。

2 前項の申請を行うにあたり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して交付申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 理事長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、次に掲げる事項についての適合性を総合的に審査し、助成金の交付を決定する。

- (1) 創業事業計画の新規性・独創性
- (2) 創業事業計画の実現可能性
- (3) 創業事業計画の社会性
- (4) 創業事業計画の成長性

2 前項の要件を満たしている場合であっても、次のような場合には、助成対象外とする。

- (1) 助成事業の内容が公序良俗に反し、又はそのおそれがあること
- (2) 助成事業の内容が関係法令に違反し、又はそのおそれがあること

3 理事長は、助成金の交付決定を行おうとするときは、機構の支援審査会における審査意見を尊重するものとし、助成事業の目的を達成するために必要があるときは、助成事業の内容について修正を求め、又は条件を加えることができる。

4 交付決定の内容及びそれに付した条件については申請者に通知することとし、また、交付しないとした

ときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 第6条第3号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第6条第3号の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表1に定める対象経費区分間において、2割を超える増減をする場合
- (2) 事業の内容を著しく変更する場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 第6条第4号の規定により理事長の承認を受けようとする場合は、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第12条 第6条第5号の規定により理事長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式による事業遅延報告書を理事長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 助成金の交付決定の通知を受領した場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付決定の通知を受けた日から20日を経過した日までに取下げをすることができる。

(状況報告)

第14条 交付決定者は別記第5号様式による業務遂行状況報告書を理事長の指定する期日までの提出するものとする。

(実績報告)

第15条 交付決定者は、別記第6号様式による実績報告書を助成事業が完了した日（第11条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認の日）から起算して10日を経過した日、若しくは理事長の指定した期日までに提出しなければならない。

(事業化状況報告)

第16条 交付決定者は、助成事業の完了した日の属する年度の終了後、別に定める期間、当該助成事業の成果に係る毎年度の事業化の状況について、理事長の指定した期日までに、別記第7号様式による事業化状況報告書1部及び決算報告書の写しを理事長に提出して報告しなければならない。

(工業所有権に関する届出)

第17条 助成事業に基づく発明、考案等に係る特許権、実用新案権又は意匠権について、助成事業の完了

した日の属する年度の終了後 5 年以内に、出願若しくは取得した場合又はこれらの権利を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、前条の規定により提出する事業化状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(成果の発表)

第 18 条 理事長は、交付決定者に対し、必要に応じて成果の発表会において、事業の進捗状況の報告を求めることができる。

(検査の実施)

第 19 条 理事長は、交付決定者に対し、必要に応じて中間検査及び確定検査を実施することができる。

(助成金の支払)

第 20 条 助成金は原則として精算払いとし、理事長が必要と認めた場合にあっては概算払いとすることができる。

2 助成金の概算払いを受けようとする場合には、別記第 8 号様式による概算払請求書を理事長に提出しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 21 条 この助成金により取得した財産で、取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間処分してはならない。

2 交付決定者のやむを得ない理由により前項に規定する財産を処分する場合は、理事長に対し別記第 9 号様式による財産処分承認の申請を行わなければならない。

(会社設立の報告)

第 22 条 交付決定者は、創業事業計画により会社を設立したときは、速やかに別記 10 号様式による会社設立報告書を理事長に提出しなければならない。

(会社の代表権)

第 23 条 創業事業計画により会社を設立するときは、交付決定者を代表にしなければならない。また、交付決定者の実質的経営権が確保されるよう、人的構成等について配慮されなければならない。

(交付決定の取り消し)

第 24 条 理事長は、創業事業計画の円滑な遂行に著しい遅延が生じており、創業事業計画に基づく事業活動が実施される見込みがないと認められる場合は、交付決定を取り消すことができる。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

別 表 1

助成対象経費

助成事業の区分	対象経費の区分	助成対象経費の内容
ベンチャー企業創出	事業拠点開設費	(1) 事業開始に必要な機械設備・工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する費用 (2) 事業所の増改築費 (3) その他必要と認められる費用
	事業促進費	(1) 原材料費 (2) 外注加工費 (3) 貸借料 (4) 旅費 (5) 委託費 (6) 消耗品費 (7) 通信運搬費 (8) 広告宣伝費 (9) 資料購入費 (10) 市場調査費 (11) 専門家謝金 (12) その他必要と認められる費用

別 表 2

助成金の交付基準

助成事業の区分	助成事業の実施期間	助成限度額	助成率
ベンチャー企業創出	交付決定日から機構の定める日	500万円 (ただし継続利用の場合は300万円)	3分の2